

5 関係条例等

越谷市男女共同参画推進条例

平成17年3月31日
条例第9号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条～22条）
- 第3章 越谷市男女共同参画推進委員会（第23条～27条）
- 第4章 苦情処理（第28条）
- 第5章 雜則（第29条）

前文

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法などの法整備や種々の取組が進められています。

越谷市は、首都圏に位置しながら、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かなまちとして発展してきました。まちづくりにおいては、だれもが平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とし、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に展開してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担等の意識と、それに基づく社会の制度や慣行は、依然として根強く残されています。さまざまな分野における男女の参画の不平等、出産や子育て期に低下する女性の労働率など、いまだ解決しなければならない多くの課題があります。

これらを踏まえ、人間尊重のまちづくりをさらに進めていく上で、一人ひとりの男女が、性別にかかわりなく、個人として尊重されるとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が今後も重要です。

ここに、越谷市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者と市が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、越谷市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者と教育に携わる者等の責務を明らかにするとともに、その他必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、その個性と能力を

十分に発揮することができる機会が確保されることにより、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）において、対等に活動し、責任を分かち合うことをいう。

- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人や団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人や法人その他の団体で、その事業における従事者を使用するものをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、経済的、言語的な暴力をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいう。
- (6) 積極的格差是正措置 あらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を是正するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次の事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 次の事項をはじめとする男女の人権が尊重されること。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んぜられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が等しく確保されること。
 - ウ 男女が性別による差別的取扱い（直接的であるか間接的であるかを問わないあらゆる差別的取扱いをいう。以下同じ。）を受けないこと。
 - エ あらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
 - オ 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること（以下これらを「性と生殖に関する健康と権利の尊重」という。）。
- (2) 性別による固定的な役割分担等の意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 市その他あらゆる分野における政策や方針の立案と決定の過程に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の

介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に共同して参画することができるようすること。

- (5) 男女共同参画社会の実現に果たす教育の役割の重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な動向への考慮と協調が行われること。
- (7) 市、市民と事業者が、男女共同参画の推進に関する自らの責務を自覚し、あらゆる分野において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫による協働が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置と、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる要因の解消を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 男女共同参画を推進するために必要な体制の整備、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国、県その他関係団体と連携し、協力を図ること。
- (4) 市自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、あらゆる分野において、基本理念に配慮し、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その事業活動において、基本理念に配慮し、かつ、雇用と労働の分野に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、次の事項に取り組むものとする。

- (1) 自ら積極的に男女共同参画を推進するよう努めること。
- (2) 男女が職場における活動に参画する機会を等しく確保するとともに、性別による差別的取扱いにより賃金格差が生じている場合は、それを是正するよう努めること。
- (3) 男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる職場環境の整備に努めること。
- (4) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(教育に携わる者等の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、その教育を行う過程において、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

- 2 次世代を担う子どもの教育に関しては、あらゆる分野において、男女がともに積極的に参画するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、市民と事業者は、あらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担や男女間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めるものとする。

- 2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第23条に定める越谷市男女共同参画推進委員会に意見を求めるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画を見直すものとする。
- 6 第3項と第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第11条 市は、市の組織運営において、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第12条 越谷市男女共同参画支援センター（越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例（平成13年条例第5号）に基づき設置された施設をいう。）は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とする。

(広報活動等)

第13条 市は、市民や事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の

- 提供その他の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民や事業者における男女共同参画の推進が積極的に行われるよう、男女共同参画推進週間を設け、推進事業を実施するものとする。
 (性別による権利侵害の防止と被害者への対応)
- 第14条 市は、性別による権利侵害の行為を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、性別による権利侵害の行為により被害を受けた者からの相談を受け、必要に応じて、その者に対し、情報の提供や各種制度の利用あっせん等を行うほか、関係機関と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。この場合において、被害者への対応に携わる職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者に対して精神的苦痛等の二次的被害を与えることのないように、被害者の心身の状況や置かれている環境等に十分な配慮をしなければならない。
- 3 市は、前項に定めるもののほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対し、関係機関と連携して、適切な保護を行うほか、経済的又は精神的自立のための支援を行うよう努めるものとする。
 (性と生殖に関する健康と権利の尊重のための支援)
- 第15条 市は、性と生殖に関する健康と権利の尊重が適切に図られるように、情報や学習機会の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 (積極的格差是正措置)
- 第16条 市は、次項と第3項に定めるもののほか、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
- 2 市は、市の政策の立案と決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、市の審議会等の委員の構成について、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。
 (家庭生活と社会生活における活動の両立支援)
- 第17条 市は、男女がともに家庭生活と社会生活における活動を両立することができるよう、子育てや家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努めるものとする。
 (自営の商工業や農業における男女共同参画の推進)
- 第18条 市は、家族経営等による自営の商工業や農業に携わる男女が経営や地域社会に参画する機会を等しく確保することができるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
 (教育に携わる者に対する研修の実施等)
- 第19条 市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進する教育や学習の充実を図るために、教育に携わる者に対する研修の実施や支援を行うよう努めるものとする。
 (活動の支援)
- 第20条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を

行う市民や事業者との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項と男女共同参画の推進を妨げる問題について、調査研究を行うものとする。

- 2 市は、前項の調査研究を行うに当たっては、必要に応じて、市内における大学等の教育機関と連携し、協力を求めるものとする。

(年次報告)

- 第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越谷市男女共同参画推進委員会 (設置等)

- 第23条 男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、越谷市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第24条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 有識者
- (任期)

- 第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長と副会長)

- 第26条 委員会に会長と副会長を各1人置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第27条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 苦情処理

(苦情処理)

- 第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する市の施策や男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民や事業者からの申し

出を適切かつ迅速に処理するため、越谷市男女共同参画苦情処理委員を置く。

第5章 雜則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されているこしがや男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。
(越谷市男女共同参画推進審議会設置条例の廃止)
- 3 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例（平成16年条例第6号）は、廃止する。



越谷市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年7月1日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員の定数等)

第2条 条例第28条に規定する越谷市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の定数は、3人以内とする。

2 苦情処理委員は、人格が高潔で、男女共同参画の推進に優れた識見を有する者から、市長が委嘱する。
3 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(苦情処理委員の職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する市の施策に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、施策を行う市の機関に対し説明を求め、その保有する公文書を閲覧し、又はその写しの提供を求め、調査すること。この場合において、必要があると認めるときは、市の機関に出席を求めるものとする。

(2) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めることは市の機関に是正その他の措置をとるよう助言、意見表明又は勧告(以下「勧告等」という。)を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対しその協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、調査すること。

(4) 前号に規定する調査の結果、必要があると認めるときは関係者に助言又は是正の要望(以下「要望等」という。)を行うこと。この場合において、必要があると認めるときは、国その他の関係機関又は関係団体と連絡調整を行うものとする。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(苦情の申し出)

第5条 条例第28条に規定する苦情の申し出(以下「男女共同参画に関する苦情申し出」という。)は、男女共同参画に関する苦情申し出書(第1号様式)により行うものとする。

(調査しない申し出等)

第6条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る男女共同参画に関する苦情申し出については、調査しないものとする。

- (1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等のあった事項
- (2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) この規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が、調査することについて適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、男女共同参画の推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申し出があった場合において、その申し出が当該申し出に係る事案があつた日から1年を経過した日以後にされたときは、調査しないものとする。ただし、苦情処理委員が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(調査しない通知)

第7条 苦情処理委員は、前条の規定により男女共同参画に関する苦情申し出について調査しないときは、調査しない旨及びその理由を、当該申し出をした者に対し、苦情の申し出に係る通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査を開始するときは、市の機関又は関係者に対し、その旨を調査開始通知書(第3号様式)により通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 苦情処理委員は、第3条第1項第1号の規定により市の機関に対し調査を行うとき又は同項第3号の規定により関係者に対し資料の提出及び説明を求めるときは、説明等依頼書(第4号様式)により行うものとする。

(調査結果等の通知等)

第9条 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了したときは、当該申し出

をした者に対し、その結果を速やかに調査結果等通知書（第5号様式）により通知するものとする。この場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申し出をした者に通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、男女共同参画に関する苦情申し出について調査が終了した場合において、第3条第1項第2号に規定する勧告等又は同項第4号に規定する要望等を行わないときは、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、その結果を速やかに調査終了通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（勧告等の通知）

第10条 苦情処理委員は、第3条第1項第2号の規定により勧告等を行うときは、市の機関に対し、勧告等通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 苦情処理委員は、前条に規定する勧告等を行ったときは、当該勧告等を行った市の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設け、措置報告書（第8号様式）により報告を求めるものとする。

（要望等の通知）

第12条 苦情処理委員は、第3条第1項第4号に規定する助言を口頭で行った場合において、関係者から当該助言の内容を記載した文書を求められたときは、助言書（第9号様式）により通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、第3条第1項第4号の規定により是正の要望を行うときは、関係者に対し、是正の要望通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（申し出の処理状況等の報告）

第13条 苦情処理委員は、毎年、男女共同参画に関する苦情申し出の処理状況等を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを公表するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附則（平成23年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例

平成13年3月30日

条例第5号

(設置)

第1条 真の男女平等を達成し、すべての市民が互いに認め合う男女共同参画社会の形成を推進するため、越谷市男女共同参画支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越谷市男女共同参画支援センター

位置 越谷市大沢三丁目6番1号

(業務)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する学習の場の提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成に関するネットワークづくり及び市民参画の推進に関すること。
- (4) 男女共同参画社会に関する図書及び資料の収集並びに提供に関すること。
- (5) 支援センターの施設及び設備の提供に関すること。
- (6) その他支援センターの設置目的を達成するために必要な業務

(休所日)

第4条 支援センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日。ただし、この日が前号に規定する休所日にあたるときは、その翌日も休所日とする。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号本文に掲げる日を除く。)

2 市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(使用時間)

第5条 支援センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用することができる時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜日 午前9時から午後5時まで

2 市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(セミナールームを使用できるもの)

第6条 セミナールームを使用できるものは、男女共同参画に関する活動を行う団体で市長が適当と認めるものとする。

2 市長は、前項に規定するものの使用に支障がない

と認めるときは、前項に規定するもの以外のものについてもセミナールームを使用させることができる。

(使用許可)

第7条 前条に規定するものがセミナールームを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、前条の許可に係る使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- (1) 公共の福祉を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (3) 施設等をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他支援センターの管理上支障があるとき。

(使用許可の取り消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (4) 虚偽その他不正によって使用許可を受けたとき。

2 市長は、使用者が前項に規定する処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(入所の禁止及び退所)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入所の禁止又は退所を命ずることができる。

- (1) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品又は動物等を携行する者

(原状回復の義務)

第11条 支援センターの施設等を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。第9条第1項の規定により、使用の停止又は使用許可の取り消しを受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 支援センターの施設等を使用する者は、支援センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が支援センターの施設等を使用す

る者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定める使用料を直ちに納付しなければならない。ただし、第6条第1項に規定するものについては、無料とする。

(使用料の減額及び免除)

第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、支援センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第1号及び第3号から第6号までに規定する業務
- (2) 支援センターの使用許可に関する業務
- (3) 支援センターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第4条、第5条、第7条から第10条まで及び第12条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長は、支援センターの管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、支援センターの管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項及び第12条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか支援センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年7月6日から施行する。ただし、第6条から第9条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定は、平成13年5月6日から施行する。

附則(平成20年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(指定管理者に係る経過措置)

2 指定管理者に支援センターの管理を行わせることは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

前にこの条例による改正前の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例の規定により市長がした使用許可その他の処分(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例の相当規定により当該指定管理者がした使用許可その他の処分とみなす。

(使用料の改定に伴う経過措置)

3 改正後の別表第1項の規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第13条関係)

1 基本用料

使用区分 ＼時間区分	午前 9時～ 12時	午後 1時～ 5時	夜間 6時～ 9時	全日 午前9時 ～ 午後9時
セミナールームA	円 1,200	円 1,400	円 1,200	円 3,800
セミナールームB	円 1,200	円 1,400	円 1,200	円 3,800

2 割増使用料

使用者が市外のものである場合の使用料は、基本使用料(第14条の規定の適用がある場合には、減額後の額。以下同じ。)に100分の30を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

備考

「市外のもの」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専門学校をいう。)に在学している者
- (4) 主として市内の者をもって構成する団体

越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則

平成13年5月2日
規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例(平成13年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(セミナールームを使用できるもの)

第2条 条例第6条第1項に規定する市長が適当と認めるものとは、越谷市男女共同参画支援センター団体登録申請書(第1号様式)を市長に提出し、越谷市男女共同参画支援センター団体登録証(第2号様式)の交付を受けたものをいう。

2 前項に定めるもののほか団体登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用許可申請)

第3条 条例第7条第1項に規定する使用許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、越谷市男女共同参画支援センター使用許可申請書(第3号様式)を市長(条例第16条第1項の規定により指定管理者に越谷市男女共同参画支援センター(以下「支援センター」という。)の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。次条、第6条、第7条第1項、第8条、第9条及び第12条第1項第3号において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム(以下「予約案内システム」という。)を利用して使用許可を受けようとする場合は、端末機による利用者番号、暗証番号その他必要な事項の入力をもって前項の手続きに代えるものとする。

(申し込み期間)

第4条 前条に規定する申請は、条例第6条第1項に規定するものについては使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の3ヶ月前の月の初日から使用日の前日まで、同条第2項に規定するものについては使用日の1ヶ月前から使用日の前日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の順序)

第5条 使用の許可は、申請の順序による。ただし、同時に申請があったときは、抽選で決める。

(使用許可書の交付)

第6条 市長は、支援センターの使用を許可したときは、越谷市男女共同参画支援センター使用許可書兼領収書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予約案内システムを利用して使用許可を受けた者には、越谷市男女共同参画支援センター使用許可書兼領収書の交付を省略するものとする。

(許可事項の変更等の申請)

第7条 前条の規定による許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可に係る事項を変更し、又は使用を取り消ししようとするときは、速やかに越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変

更・取り消し申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約案内システムを利用して使用を取り消ししようとする場合は、端末機による利用者番号、暗証番号その他必要な事項の入力をもって前項の手続きに代えるものとする。

(許可事項変更等の承認書の交付)

第8条 市長は、前条の承認をしたときは、越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変更・取り消し承認書(第6号様式)を使用者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、予約案内システムによる使用者には、越谷市男女共同参画支援センター使用許可事項変更・取り消し承認書の交付を省略するものとする。

(使用許可の取り消し等の通知)

第9条 市長は、条例第9条第1項の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を停止する場合は、その理由を付して越谷市男女共同参画支援センター使用許可取り消し等通知書(第7号様式)により、使用者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、条例第13条に規定する使用料を使用許可書の交付の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 条例第14条に規定する使用料の減額又は免除は、次に掲げるとおりとする。

(1) 免除

- ア 市が使用するとき。
- イ 市長が特に必要と認めるとき。
- ウ 条例第16条第1項に規定する指定管理者が本来の目的

のために使用するとき。

- (2) 基本使用料の半額に相当する額の減額ア市が後援する行事に使用するとき。

2 使用料の減免を受けようとする使用者は、越谷市男女共同参画支援センター使用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、越谷市男女共同参画支援センター使用料減免承認書(第9号様式)を使用者に交付するものとする。

(既納使用料の還付)

第12条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、支援センターのセミナールームを使用できなくなったとき。

- (2) 条例第9条第1項の規定により使用許可を取り消したとき。

- (3) 使用日の3日前までに使用の取り消しの申し出をし、市長がこれを承認したとき。
- 2 使用料の還付を受けようとする使用者は、越谷市男女共同参画支援センター使用料還付請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、支援センターのセミナールームを許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利をほかに譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(遵守事項)

- 第14条 支援センターの施設等を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 物品の販売その他これに類する商行為をし、又は寄附の募集等の行為をしないこと。
 - (2) 火気を使用しないこと。
 - (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙をしないこと。
 - (4) 騒音、怒声、放歌その他喧騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他管理上必要な指示に従うこと。
- (その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成13年7月6日から施行する。ただし、第2条から第153条までの規定は、平成13年5月6日から施行する。

附則(平成16年規則第44号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附則(平成20年規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例(平成13年条例第5号)第16条第1項の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせるときは、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則の規定により市長がした使用に係る手続きその他の行為(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この規則による改正後の越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例施行規則の相当規定により当該指定管理者がした使用に係る手続きその他の行為とみなす。

附則(平成22年規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月28日から施行する。
附則(平成24年規則第39号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第11条第1項第2号の規定は、平成24年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従

前の例による。

附則(平成31年規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。第1号様式(第2条関係)

越谷市男女共同参画行政推進会議設置要綱

平成6年6月23日市長決裁
最終改正：令和3年3月19日市長決裁

(設置)

第1条 越谷市男女共同参画推進条例(平成17年条例第9号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、越谷市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例に基づく施策の総合的企画調整に関すること。
- (2) 条例に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- (1) 会長は、副市長をもって充てる。
 - (2) 副会長は、市長公室長をもって充てる。
 - (3) 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- (1) 幹事長は市長公室長をもって充てる。
- (2) 副幹事長は市長公室人権・男女共同参画推進課長をもって充てる。
- (3) 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、推進会議の所掌事項に関し推進会議を補佐する。

4 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(推進員部会)

第6条 幹事会に推進員部会を置く。

2 推進員部会は、幹事会の指示に基づき、男女共同参画の推進に関する調査研究等(第7条第2項に規定するものを除く。)を行い、その結果を幹事会に報告する。

3 推進員部会は、部会長、副部会長及び推進員をもって組織する。

- (1) 推進員は、別表3に掲げる課等の職員の中から、委員が推薦する者をもって充てる。
- (2) 部会長及び副部会長は、推進員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(DV専門部会)

第7条 幹事会にドメスティック・バイオレンス被害者支援専門部会(以下「DV専門部会」という。)を置く。

2 DV専門部会は、幹事会の指示に基づき、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の防止及びDV被害者の保護支援に関する調査検討等を行い、その結果を幹事会に報告する。

3 DV専門部会は、専門部会長、副専門部会長及び専門部会員をもって組織する。

- (1) 専門部会員は、別表4に掲げる課等のDV被害者支援に携わる職員の中から、委員が推薦する者をもって充てる。
- (2) 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選によってこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

5 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第8条 会長、副会長、委員、幹事長、副幹事長、幹事の任期は、その職にある期間とする。

2 推進員及び専門部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 推進員及び専門部会員が当該所属を離れた場合は、推進員については幹事が、専門部会員については、委員が、直ちに後任の推進員及び専門部会員の推薦を行うものとする。この場合において、後任の推進員及び専門部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 推進会議、幹事会、推進員部会及びDV専門部会の庶務は、市長公室人権・男女共同参画推進課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則(平成6年6月23日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則(平成12年4月10日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第5条、第8条及び別表の規定は平成12年4月1日から適用する。

附則（平成12年8月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則（平成13年4月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則（平成14年4月8日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附則（平成17年3月29日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月16日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月5日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月17日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年7月1日決裁）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則（平成23年3月2日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成27年3月24日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月22日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

危機管理監
総合政策部長
行財政部長
総務部長
市民協働部長
福祉部長
地域共生部長
子ども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
市立病院事務部長
教育総務部長
学校教育部長
消防長

別表2（第5条関係）

危機管理室長
総合政策部政策課長
行財政部行政管理課長
総務部人事課長
市民協働部市民活動支援課長
市民協働部市民課長
福祉部福祉総務課長
福祉部生活福祉課長
地域共生部地域共生推進課長
地域共生部地域包括ケア課長
子ども家庭部子ども施策推進課長
子ども家庭部子ども福祉課長
保健医療部健康づくり推進課長
環境経済部経済振興課長
建設部道路総務課長
都市整備部都市計画課課長
市立病院事務部庶務課長
教育総務部生涯学習課長
学校教育部指導課長
消防局消防総務課長

別表3（第6条関係）

危機管理室
総合政策部政策課
行財政部行政管理課
総務部人事課
市民協働部市民活動支援課
福祉部福祉総務課
地域共生部地域行政推進課
子ども家庭部子ども施策推進課
保健医療部健康づくり推進課
環境経済部経済振興課
建設部道路総務課
都市整備部都市計画課
市立病院事務部庶務課
教育総務部生涯学習課
学校教育部指導課
消防局消防総務課

別表4（第7条関係）

市長公室人権・男女共同参画推進課
市民協働部市民課
福祉部生活福祉課
福祉部障害福祉課
地域共生部地域包括ケア課
子ども家庭部子ども福祉課
子ども家庭部保育入所課
子ども家庭部青少年課
保健医療部健康づくり推進課
保健医療部国保年金課
保健医療部保健総務課
環境経済部経済振興課
市立病院事務部医事課

学校教育部学務課
学校教育部指導課
学校教育部教育センター

